

# 鳥越中学校いじめ防止基本方針



令和8年4月

白山市立鳥越中学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

## いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等に行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条第 1 項）

### 【留意事項】

- ・個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦悩を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起ったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校のいじめ問題対策チームを活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかを含め、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・インターネットや SNS 等で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。  
加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

・いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に 警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

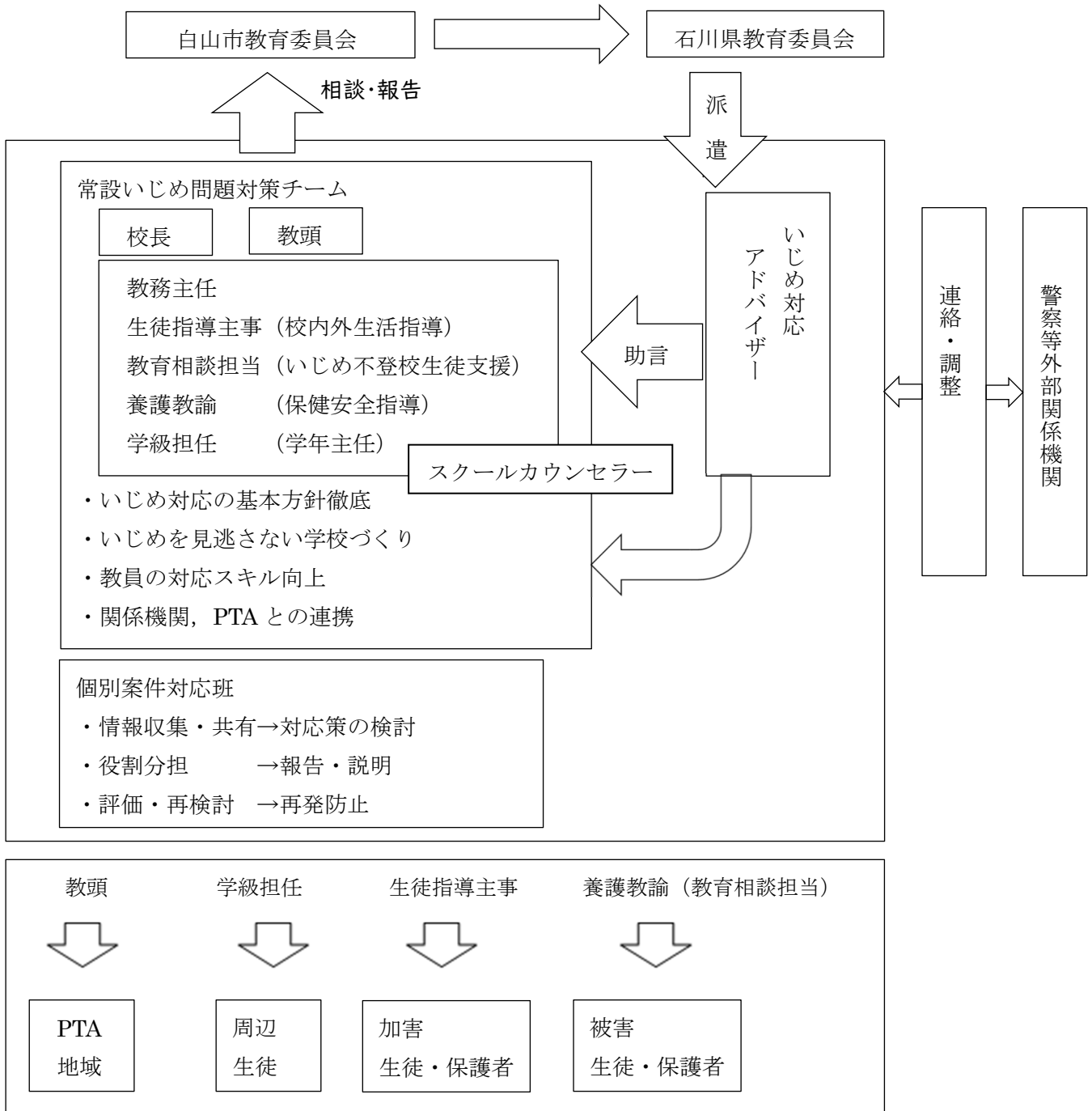
### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットや SNS 等を通じて、誹謗中傷や嫌がらせ等を受ける など

いじめの解消の目安としては次の2点を条件とする。条件の2つは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。もう1つの条件は、被害者が心身の苦痛を受けていないこととする。被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認し、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察していく。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) 組織図



## (2) いじめの理解

いじめは生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人など引き起こす背景ともなる重大な問題である。最近のいじめは携帯電話やスマートフォン、パソコンの介在により、一層見えにくくなっている。いじめは誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであると認識することが重要である。

## (3) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

## (4) いじめの早期発見

いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

## (5) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合やいじめが疑われる場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、学校は家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## (6) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (7) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

### 3 いじめの防止等のために実施すべき施策

校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、実情に応じた対策を推進する。

#### (1) 実施する施策

##### ① 学級経営、道徳教育及び体験活動等の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、学級経営の充実、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

##### ② 生徒主体的な取組の推進

生徒が学級活動や生徒会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う自治的な活動の充実を図る。

##### ③ 生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進

生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。

##### ④ いじめアンケートの実施

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を実施する。

##### ⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備

生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、教職員との協力体制の整備も図る。

##### ⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実

いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させるための校内研修会を実施する。

##### ⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施

生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットや SNS を通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

##### ⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。

#### (2) 「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。いじめ問題対策チームは、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・いじめ対応アドバイザーにより構成される。

##### ① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年担任、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラーとする。

##### ② 機能・役割

ア いじめを見逃さない学校づくりの推進

イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

ウ 「基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知

- エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- オ スクールカウンセラー等関係機関と連携したいじめ問題への対応
- カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
- キ 基本方針の策定から3年を目途に見直しを検討する

### (3) 重大事態への対応

#### ① 重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### ② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、もしくは児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、直ちに市教委に報告する。学校から報告を受けた市教委は市長へ事態発生について報告する。【様式1】

#### ③ 市教委又は学校による調査

法第28条に定める「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教委又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定文部科学省）」により適切に実施する。

- ・市教委は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ・調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教委が主体となって行う場合が考えられる。
- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教委が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委において調査を実施する。学校が調査主体となる場合であっても、法第28条3項に基づき、市教委は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

##### I 市教委が調査主体の場合

「白山市いじめ対策第三者機関設置要綱」に基づいて、「白山市いじめ対策第三者機関」を設置する。

##### II 学校が調査主体の場合

「いじめ問題対策チーム」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにする。

④ 調査結果の提供・報告

I 市教委は、調査結果を市長に報告する。【様式2・3】

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

II 市教委又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、市教委又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(5) 市長による再調査及び措置

① 再調査

上記(4)①の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条1項の規定による調査の結果について再度調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じ、個人のプライバシー等に対して必要な配慮を確保する。市教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

#### 4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容(教職員・生徒)	備考
4月	学校いじめ防止基本方針の確認 昨年度の実態確認・情報共有 いじめ問題対策チームの設置 スクールカウンセラーの紹介 「学校いじめ防止基本方針」のホームページ掲載	
5月	★生徒指導強化月間 学校生活アンケートの実施及び懇談 スクールカウンセラーによる個人懇談 「いじめ問題対策チーム」会議の実施 現状の共通理解(いじめ対応アドバイザー連携会議)	
6月	いじめアンケートの実施 「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
7月	1学期の総括(いじめ対応アドバイザー連携会議) いじめアンケートの実施 「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
8月	1学期の総括と情報共有 2学期に向けた対策等の検討	
9月	運動会での配慮 いじめアンケートの実施 「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
10月	★生徒指導強化月間 学校生活アンケートの実施及び懇談 「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
11月	文化発表会での配慮 いじめアンケートの実施 「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
12月	2学期の総括(いじめ対応アドバイザー連携会議)	
1月	次年度に向けた見直しや取組計画 いじめアンケートの実施及び懇談 「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
2月	生活アンケートの実施及び懇談 「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
3月	1年間の総括、まとめ 来年度へ向けた変更点や方針の確認	

5 いじめ問題対策チーム

校長	石田 浩幸
教頭	田原 清悟
教務主任	西川 恵美子
生徒指導主事	辻 紳太郎
部活動担当者	殊才 鉄平
教育相談担当者	森 晴美
養護教諭	森 晴美
1年学年担任	辻 紳太郎
2年学年担任	小橋 健太郎
3年学年担任	出原 知哉
スクールカウンセラー	三谷 正寿
いじめ対応アドバイザー	